

原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設の
定期事業者検査について

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名	称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住	所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代 表 者 の 氏 名		理事長 児玉 敏雄

2. 事業所の名称及び所在地

名	称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
所 在 地		茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 検査の対象及び方法並びに期日

添付資料に示す。

4. 検査の実績又は予定の概要

原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設の施設定期検査（第41回）は、平成26年9月1日から開始し、令和2年4月1日からは、原子炉等規制法の改正に伴い定期事業者検査へ移行した。

施設定期検査では、継続的に機能維持を要する設備について、毎年定期に検査を実施し、定期事業者検査においてもこれらの機能維持に係る検査を継続的に実施する。

なお、平成25年12月に改正された原子炉等規制法（新規制基準）への適合性に係る原子炉設置変更許可申請は、平成30年10月17日に許可を得ている。現在、許可に基づく工事のため、設計及び工事の計画の認可申請及び使用前確認申請を進めており、今後、必要な使用前事業者検査を実施するとともに、施設全般に係る定期事業者検査を実施する予定である。

添付資料

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設
定期事業者検査計画

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査計画 (1/7)

法令技術基準 ^{*1}	検査項目	施設区分	設備等	建家等	実施予定期間	立会検査予定時期	備考
第7条 (津波による損傷の防止)	外観検査	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設(照射試料等) 保管廃棄施設・NL 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 津波防護壁 ^{*2}	保管廃棄施設	二	二	新規制基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。
第16条 (遮蔽等)	遮蔽扉作動検査	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 蒸発処理装置・II 濃縮セル アスファルト固化装置 固化セル	第2廃棄物処理棟	R2.9.28~10.2	R2.11.9~11.11	
			固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物処理設備・II 処理前廃棄物収納セル 廃棄物処理セル(処理室) 廃棄物処理セル(封入室) 処理済廃棄物収納セル 容器搬入室 コンクリート注入室	第2廃棄物処理棟	R2.9.28~10.9		
	液体廃棄物の廃棄設備 蒸発処理装置・II 濃縮セル アスファルト固化装置 固化セル	第2廃棄物処理棟	R2.10.5~10.9	R2.11.9~11.11			
遮蔽性能検査	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物処理設備・II 処理前廃棄物収納セル 廃棄物処理セル 処理済廃棄物収納セル	第2廃棄物処理棟	保管廃棄施設	R2.9.1~10.10	R2.11.9~11.11	固体廃棄物一時保管棟は、新規制基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。
固体廃棄物の廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 特定廃棄物の保管廃棄施設 解体分別保管棟 保管廃棄施設・NL 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 固体廃棄物一時保管棟							

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査計画 (2/7)

法令技術基準*1	検査項目	施設区分	設備等	建家等	実施予定期間	立会検査予定時期	備考
第19条 (<u>溢水による損傷の防止</u>)	外観検査	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 セル排風機 ディーゼル発電設備 セル排風機配電盤溢水防護カバー*2	第2廃棄物処理棟	二	二	新規制基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。
第20条 (<u>安全避難通路等</u>)	性能検査	放射性廃棄物の廃棄施設	避難用照明	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟 廃棄物保管棟・I 廃棄物保管棟・II 固体廃棄物一時保管棟	二	二	新規制基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。
第21条 (<u>安全設備</u>)	警報検査 作動検査 外観検査	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 セル排風機 セル排風機自動消火設備*2	第2廃棄物処理棟	二	二	新規制基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。
第31条 (<u>放射線管理施設</u>)	放射性物質濃度測定検査	放射線管理施設	排気ダストモニタ	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟	R2. 11. 30～12. 11	R2. 12. 14～12. 16	
			室内ダストモニタ	第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟	R2. 11. 30～12. 11	R2. 12. 14～12. 16	
	線量当量率測定検査	放射線管理施設	ガンマ線エリアモニタ	第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 減容処理棟	R2. 11. 30～12. 11	R2. 12. 14～12. 16	
第35条 (<u>廃棄物処理設備</u>)	風量検査	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 排風機	第1廃棄物処理棟	R2. 10. 5～10. 9	R2. 11. 9～11. 11	
				第2廃棄物処理棟	R2. 10. 5～10. 9	R2. 11. 9～11. 11	
				第3廃棄物処理棟	R2. 10. 5～10. 9	R2. 11. 9～11. 11	
				解体分別保管棟	R2. 9. 7～9. 10	R2. 10. 19～10. 21	
	作動検査	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 セル排風機	減容処理棟	R2. 9. 1～9. 4	R2. 10. 19～10. 21	
				第2廃棄物処理棟	R2. 10. 12～10. 16	R2. 11. 9～11. 11	
	捕集効率検査	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 高性能フィルタ	第1廃棄物処理棟	R2. 9. 8～9. 11	R2. 11. 9～11. 11	
				第2廃棄物処理棟	R2. 9. 8～9. 11	R2. 11. 9～11. 11	
				第3廃棄物処理棟	R2. 9. 8～9. 11	R2. 11. 9～11. 11	
				解体分別保管棟	R2. 9. 28～9. 30	R2. 10. 19～10. 21	
作動検査	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 ディーゼル発電設備	減容処理棟	R2. 9. 7～9. 15	R2. 10. 19～10. 21		
			第2廃棄物処理棟	R2. 9. 17～9. 25 R2. 10. 19～10. 23	R2. 11. 9～11. 11		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査計画 (3/7)

法令技術基準 ^{*1}	検査項目	施設区分	設備等	建家等	実施予定期間	立会検査予定時期	備考		
第35条 (廃棄物処理設備)	校正検査	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備						
			洗浄液ピット 屋内排水槽	液位計	第1廃棄物処理棟	R2.9.7~9.11	R2.9.28~9.30		
			廃液貯槽・II-2 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽		第2廃棄物処理棟	R2.9.14~9.25	R2.11.9~11.11		
			廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽		第3廃棄物処理棟	R2.9.7~9.11	R2.12.14~12.16		
			洗浄液集水槽 サンプルピット		解体分別保管棟	R2.9.28~10.9	R2.10.19~10.21	洗浄液集水槽については、定期事業者検査対象として新たに追加する。	
			廃液槽I、廃液槽II 廃液槽III、廃液槽IV 排水槽		減容処理棟	R2.9.28~10.9	R2.10.19~10.21	廃液槽I、廃液槽II、廃液槽III及び廃液槽IVについては、定期事業者検査対象として新たに追加する。	
			排水貯留ポンド			R2.9.7~9.11	R2.9.28~9.30		
	漏えい検査	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備						
			洗浄液ピット 屋内排水槽	第1廃棄物処理棟	R2.9.14~9.18	R2.9.28~9.30			
			蒸発処理装置・II 凝縮液貯槽・II 廃液貯槽・II-2 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽	第2廃棄物処理棟	R2.10.5~10.30	R2.12.14~12.16	液体廃棄物B用排水槽については、定期事業者検査対象として新たに追加する。		
			廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽	第3廃棄物処理棟	R2.11.9~12.11	R2.12.14~12.16	集水槽については、定期事業者検査対象として新たに追加する。		
			洗浄液集水槽 サンプルピット	解体分別保管棟	R2.10.5~10.9	R2.10.19~10.21	洗浄液集水槽については、定期事業者検査対象として新たに追加する。		
			廃液槽I、廃液槽II 廃液槽III、廃液槽IV 排水槽	減容処理棟	R2.10.5~10.16	R2.10.19~10.21	廃液槽I、廃液槽II、廃液槽III、廃液槽IV及び排水槽については、定期事業者検査対象として新たに追加する。		
			排水貯留ポンド		R2.9.14~9.25	R2.9.28~9.30			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査計画 (4/7)

法令技術基準 ^{*1}	検査項目	施設区分	設備等		建家等	実施予定期間	立会検査予定時期	備考	
第35条 (廃棄物処理設備)	校正検査	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備		工業計器	第2廃棄物処理棟	R2.9.14~9.25	R2.11.9~11.11	
			蒸発処理装置・II アスファルト固化装置	第3廃棄物処理棟		R2.9.14~9.25	R2.12.14~12.16		
			蒸発処理装置・I セメント固化装置	プロセス モニタ	第2廃棄物処理棟	R2.9.7~10.2	R2.11.9~11.11		
			蒸発処理装置・II アスファルト固化装置		固体廃棄物の廃棄設備				
			焼却処理設備	工業計器	第1廃棄物処理棟	R2.9.14~9.25	R2.9.28~9.30		
			高圧圧縮装置			R2.11.24~11.27	R2.12.14~12.16		
			金属溶融設備		減容処理棟	-	-	保安規定において休止を定めている設備のため、検査を実施しない。	
			焼却・溶融設備			-	-	保安規定において休止を定めている設備のため、検査を実施しない。	
			固体廃棄物処理設備・II	プロセス モニタ	第2廃棄物処理棟	R2.9.7~9.25	R2.11.9~11.11		
			作動検査(インターロック)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備		アスファルト固化装置	第2廃棄物処理棟	R2.9.21~10.16
	固体廃棄物の廃棄設備				第1廃棄物処理棟	R2.9.23~9.25		R2.9.28~9.30	
	焼却処理設備	工業計器			減容処理棟	R2.11.9~11.13	R2.12.14~12.16		
	高圧圧縮装置					-	-	保安規定において休止を定めている設備のため、検査を実施しない。	
	金属溶融設備				-	-	保安規定において休止を定めている設備のため、検査を実施しない。		
	焼却・溶融設備				-	-	保安規定において休止を定めている設備のため、検査を実施しない。		
	捕集効率検査	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備		オフガス 処理装置	第3廃棄物処理棟	R2.11.24~11.27	R2.12.14~12.16	
			固体廃棄物の廃棄設備		高性能 フィルタ	第1廃棄物処理棟	R2.9.23~9.25	R2.9.28~9.30	
			焼却処理設備	減容処理棟			R2.11.2~11.6	R2.12.14~12.16	
			高圧圧縮装置			R2.9.23~9.25	R2.10.19~10.21		
			前処理設備			-	-	保安規定において休止を定めている設備のため、検査を実施しない。	
			金属溶融設備	-		-	保安規定において休止を定めている設備のため、検査を実施しない。		
焼却・溶融設備			-	-		保安規定において休止を定めている設備のため、検査を実施しない。			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査計画 (5/7)

法令技術基準 ^{*1}	検査項目	施設区分	設備等	建家等	実施予定期間	立会検査予定時期	備考	
第35条 (廃棄物処理設備)	処理能力確認検査	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					
			蒸発処理装置・Ⅱ	第2廃棄物処理棟	R2.11.2～11.6	R2.12.14～12.16		
			蒸発処理装置・Ⅰ	第3廃棄物処理棟	R2.12.7～12.13	R2.12.14～12.16		
	警報作動検査	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					
			蒸発処理装置・Ⅱ 濃縮セル アスファルト固化装置 固化セル	第2廃棄物処理棟	R2.10.12～10.16	R2.11.9～11.11		
			固体廃棄物の廃棄設備					
			固体廃棄物処理設備・Ⅱ 処理前廃棄物収納セル 廃棄物処理セル 処理済廃棄物収納セル	第2廃棄物処理棟	R2.10.12～10.16	R2.11.9～11.11		
			高圧圧縮装置	減容処理棟	R2.11.24～11.27	R2.12.14～12.16		
	作動検査(誤操作防止インターロック)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					
			アスファルト固化装置	第2廃棄物処理棟	—	—	新規基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。	
			蒸発処理装置・Ⅰ セメント固化装置	第3廃棄物処理棟	—	—		
			固体廃棄物の廃棄設備					
			焼却処理設備	第1廃棄物処理棟	—	—	新規基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。	
			固体廃棄物処理設備・Ⅱ	第2廃棄物処理棟	—	—		
	高圧圧縮装置 金属溶融設備 焼却・溶融設備	減容処理棟	—	—				
外観検査	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 堰	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟	—	—	新規基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査計画 (6/7)

法令技術基準 ^{*1}	検査項目	施設区分	設備等	建家等	実施予定期間	立会検査予定時期	備考	
第41条 (警報装置)	警報検査	放射線管理施設	排気ダストモニタ	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟	R2.11.30~12.11	R2.12.14~12.16		
		放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					
			蒸発処理装置・II 廃液貯槽・II-2	漏えい 検知器	第2廃棄物処理棟	R2.11.9~11.13	R2.12.14~12.16	
			蒸発処理装置・I セメント固化装置 廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽		第3廃棄物処理棟	R2.9.14~9.25	R2.12.14~12.16	
	排水貯留ポンド	液位検知器		R2.9.7~9.11	R2.9.28~9.30			
	警報検査	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備					新たに対象となる設備や中央警備室への警報発報等については、新規基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。
			洗浄液ビット 屋内排水槽	漏えい 検知器 液位計	第1廃棄物処理棟	二	二	
			廃液貯槽・II-2 放出前排水槽 液体廃棄物A用排水槽 液体廃棄物B用排水槽		第2廃棄物処理棟	二	二	
			廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽 集水槽		第3廃棄物処理棟	二	二	
			洗浄液集水槽 サンピット		解体分別保管棟	二	二	
廃液槽I、廃液槽II 廃液槽III、廃液槽IV 排水槽			減容処理棟		-	-		
排水貯留ポンド					-	-		
第42条 (通信連絡設備)	外観検査 作動検査	放射性廃棄物の廃棄施設	通信連絡設備		第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟 保管廃棄施設	二	二	新規基準に係る適合性確認前の設備のため、R2年度の定期事業者検査を実施しない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設 定期事業者検査計画 (7/7)

法令技術基準*1	検査項目	施設区分	設備等	建家等	実施予定期間	立会検査予定時期	備考
—	保安記録確認検査	—	共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設の保安活動	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 解体分別保管棟 減容処理棟 保管廃棄施設	R2.9.1～12.13	R2.9.28～9.30 R2.10.19～10.21 R2.11.9～11.11 R2.12.14～12.16	<p>保安記録確認検査対象のうち、以下に示す新規制基準に係る適合性確認前の設備等は、R2年度の定期事業者検査を実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8条（外部からの衝撃による損傷の防止） 避雷設備、受変電設備等、アンモニア供給設備 ・第20条（安全避難通路等） 誘導標識、誘導灯、懐中電灯 ・第21条（安全設備） 火災検出装置、消火器、消火栓、水噴霧消火設備 <p>金属溶融設備及び焼却・溶融設備は保安規定において休止を定めている設備のため、定期事業者検査を実施しない。</p>

*1：試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則

*2：新設する設備

下線部：新規制基準に係る適合性確認終了後に定期事業者検査として実施するもの